

平成30年第2回弘前市教育委員会会議録

日時 平成30年1月26日(金)
午後2時30分
場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第4号 弘前市教育支援委員会運営規則の一部を改正する規則案
議案第5号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、
4番 佐々木 健 委員、5番 高木 恵美子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、教育政策課長 鳴海 誠、
学校づくり推進課長 三上 善仁、学務健康課長 中田 和人、
学校指導課長 木村 文宣、教育センター所長 石川 みどり、
生涯学習課長 戸沢 春次、博物館長 佐々木 健一、文化財課長 成田 正彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後2時30分 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成30年第2回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に3番 澤田美彦委員と5番 高木恵美子委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日とします。本日の案件は、議案が2件となっております。

・議案第4号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第4号 弘前市教育支援委員会運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育センター所長（石川みどり） 議案第4号について説明します。提案理由は、弘前市教育支援委員会に係る運営体制等の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

弘前市教育支援委員会の概要につきましては、前回1月12日の教育委員会会議の場において、ご説明した内容と繰り返しになりますが、今一度申し上げます。弘前市教育支援委員会は、弘前市附属機関設置条例に基づく教育委員会の附属機関であります。その職務ですが弘前市教育委員会教育長の求めに応じて、市内に住所を有する就学予定者及び市が設置する小学校又は中学校に転学し、又は在学する者のうち障がいがある、又は疑われる者について、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等について、専門的な立場から協議を行うこと、さらにその結果を踏まえて、保護者及び教育関係者に助言及び支援を行うため、教育長に意見を申し述べることを職務としております。

（以下、新旧対照表により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 第4条後半に、教育支援委員会が認める時は公開することができるということで、新しく加えられたことから、この委員会が認める条件というか、決定方法について、例えば委員が3分の何で認めるとか、委員長が判断するなど、様々あると思うのですが、その認め方について説明いただければと思います。もう一つは、部会の正式な名称があるのかどうか、あれば教えていただきたいと思います。

○委員長（九戸眞樹委員） 今回の判断の基準ということでお願いします。

○教育センター所長（石川みどり） 認め方につきましては、規程において、これから決定したいと思っています。それから、正式な名称ということですが、教育支援委員会部会ということになります。

○教育部長（野呂忠久） 補足ですが、先ほどの公開、非公開の決定の部分について、これから規程に盛り込むのですが、他に委員会において、そうなのですが、議事については、およそ出席委員の過半数というのが一般的ではないかなというふうに捉えています。以上です。

○教育センター所長（石川みどり） 教育支援委員会部会ということになるかと思いますが、部会と本会議とを予定しています。

○1番（九戸眞樹委員） 検査から書類作成、決定まではかなり時間を要するものでしょうか。

○教育センター所長（石川みどり） 検査をする方、専門員がおりまして、学校の先生が多く、その先生の都合で長い時は3ヶ月くらい待たされることもあります。早くても3、4週間位で、件数を抱えていたり、関わっているお子さんであったり、通級の場合によっては、もう少し時間がかかる場合もあります。

○委員長（九戸眞樹委員） ほかにご質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第4号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第4号は可決されました。

・議案第5号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第5号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（成田正彦） 議案第5号について説明します。提案理由は、委員の追加に伴い、弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条第3項の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。委嘱する委員は、文化庁の指導を得て選出した者で、氏名は中村琢巳、選出区分は学識経験者で職種は東北工業大学の講師となります。

今回追加委嘱する理由についてですが、昨年来地区の景観保全が大きな課題となっており、新年度から、保存地区の建物等の現状変更許可基準等を定めた保存計画の見直しに着手する予定となっています。この計画見直しは、審議会の意見や指導を頂いた上で決定するもので、これまで審議会には建築を専門とする委員は1名のみでした。建築物等の景観保全に関して、審議会の体制強化を図る必要があることから、建築を専門とする委員を追加するものであります。

（以下、参考資料により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 確認ですが、中村さんが入るとするのは非常に良いことだと思います。その他に任期の問題ですが、7期の方もいらっしゃるのですが、何期まで

が上限と制限があるのでしょうか。

- 文化財課長（成田正彦） 指針のなかには5期までとなっていて、基本的には5期までとなっているのですが、7期、6期の方がおられます。それぞれ理由がありまして、小林敬子さんは、地区に保存会があるのですが、その評議員をやっております、地区にある武家住宅の管理も行っている方で、非常に地区の状況を理解しているということで、この方については引き続き委員としてご意見を頂かなければならないという理由で、延長をお願いしているところです。岡田氏につきましては、建築専門で、弘前市の文化財審議員であると同時に県の文化財審議員でもあり、そういう意味では地域の建築物について精通されているということで、この方しかいらっしやらないということで、引き続きお願いしている状況です。
- 2番（前田幸子委員） そうすると、5期だけれども、それでも更に更新することができますということですね。
- 文化財課長（成田正彦） 理由があれば更新できます。今回のなかで、この方たちは委嘱という訳ではないので、特に理由としては表記しておりませんが、更新する際には理由をきちんとつけて更新をしていくということになります。
- 2番（前田幸子委員） 委員の規定の内規として何かあってもよいのかなと思います。
- 教育政策課長（鳴海 誠） 運営していくための指針というのを、定めております。その指針のなかで委員を再任する場合は、在任期間が引き続き10年を超えないことなど、今回の場合は、任期が2年ということで5期ということになるのですが、専門的な知識もしくはその経験を有する者が、他に得られないというような特殊な事情がある場合は、この限りではないと規定が既にあります。
- 2番（前田幸子委員） それからもう一つ、櫻田さんの諸般の事情ということについて、今後どのようになるのでしょうか。
- 文化財課長（成田正彦） ここは充て職になっていますので、引き続き観光振興部長が新たに充て職で入ってくれば、そこは入れ替えてお願いするということになります。もし入らなければ、そのまま辞職となり、この部分は欠となります。
- 教育部長（野呂忠久） 通常このような場合、ご本人から辞職願を出していただき、新たな観光振興部長が選任された段階で、就任依頼を出すということになります。櫻田部長の場合は、1月31日付けで退職になりますので、手続きは1月31日付けの辞職願になるかと思います。
- 委員長（九戸眞樹委員） ほかにご質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第5号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第5号は可決されました。
- 委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了い

たしました。これをもちまして、平成30年第2回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後2時50分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 澤 田 美 彦

署名者 高 木 恵美子